

## 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、全国1,038万人の署名と約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7（1995）年に制定され、平成8（1996）年から施行されている。

「海の日」は、昭和16（1941）年に制定された海の記念日を基に制定された。海の記念日は、明治9（1876）年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものである。

また、第1回海の日である平成8（1996）年7月20日は、世界の海洋秩序を定め、我が国の排他的経済水域（EEZ）200海里の根拠となる国連海洋法条約が我が国において発効した日であり、平成19（2007）年7月20日は海洋基本法が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもある。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、海洋国家日本を宣言した日である。

しかるに平成15（2003）年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は7月の第3月曜日になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまった。

我が国は国連加盟193カ国の中でいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国である。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきた我が国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考える。

かつて7月20日から31日までを海の旬間として、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されていたが、ハッピーマンデー化以降は海の旬間が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となった。「海の日」のイベント開催は年に一度、我が国の平和と安全、また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日であった。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海にかかわる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待される。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えるが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えると、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考える。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例に挙げるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど海がクローズアップされている時代はない。これらの課題について、我が国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いない。

四面を海に囲まれた我が国は海なしでは成り立たない。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受ける。海に生かされていると同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言える。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いをはせ、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うという「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っている。

よって、本市議会は、国に対し、我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月22日

内閣総理大臣 殿  
総務大臣

座間市議会議長 吉田 義人